
戸田市地域防災計画改訂のポイント

1 戸田市地域防災計画の改訂の目的・趣旨

(1) 改訂の背景

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号の接近・通過に伴い、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを超えました。特に、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となりました。

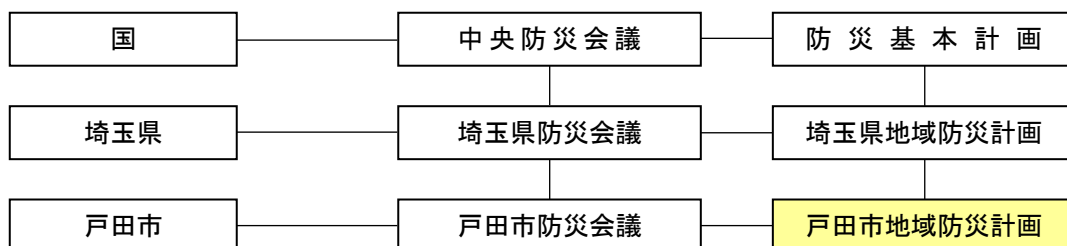
この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生し、人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生するとともに、航空機や鉄道の運休等の交通障害が発生しました。

戸田市では、軽症2名の人的被害、床上浸水125件、床下浸水49件の住家被害、8箇所の越水又は溢水、市管理施設の被害が発生し、災害対策本部を設置して災害対応に当たるなど、大きな影響を及ぼしたことから新たな課題が明らかとなりました。

また、国に提出された提言「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」や「新型コロナウイルス感染症」などにより、避難所に新たな区分を設けるとともに、密になりやすい空間で、感染症対策を徹底することが極めて重要です。

(2) 改訂の目的

戸田市地域防災計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき、市長を会長とする戸田市防災会議により策定される計画です。



■国、埼玉県、戸田市の防災会議及び防災計画の体系

※ 「防災基本計画」は令和3年5月に修正

※ 「埼玉県地域防災計画」は令和3年3月に改正

今回の改訂にあたっては、上記の背景を基に、国や埼玉県による防災対策の見直しの動向を踏まえながら、戸田市で想定される風水害（荒川の氾濫等）や地震（首都直下地震等）、さらには、火災、事故等による様々な大規模災害に対し、初動体制及び各種対策計画の充実を図り、市、防災関係機関、地域・市民及び事業所等が連携し、円滑な避難及び各種応急対応の実施を可能とする実効性ある地域防災計画への改訂を行うものです。

2 戸田市地域防災計画の構成

（1）戸田市地域防災計画の構成

戸田市地域防災計画は、「総則及び災害予防計画編」、「災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）」及び「（災害復旧計画編）」、「災害応急対策計画編（震災対策編）」及び「（災害復旧計画編）」の5編から構成され、これら本編とは別に、各種資料や様式を綴った「資料編」があります。

3 戸田市地域防災計画の主な改訂点

（1）令和元年台風第19号等の災害教訓及び新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた主な見直し事項

① 台風第19号の経験を踏まえた検討

1) 災害時初動体制の強化・拡充

- 住家被害認定調査、り災証明書業務の充実【災害復旧計画編 2-9～2-11】
「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和3年5月）」に基づいて、住家被害認定調査方法や、り災証明書の交付手順を検討します。
- 市有施設における休館等の判断基準の検討・揭示【総則及び予防計画編 2-85】
台風接近時の各市有施設における休館及び閉館の判断基準を検討・揭示します。
- 排水機場等の運用体制の整備【総則及び予防計画編 2-17】
河川氾濫が想定される降雨が発生することを想定して、排水機場等での対応方法を検討して運用体制を整備します。
- 応急対応、復旧復興の人材確保【総則及び予防計画編 2-82】
災害が発生した場合の円滑な応急対応、復旧・復興体制を整備するため、被災地

自治体で災害対策に従事した職員の情報を収集・整理することで、災害時に活用できる人材を把握します。

2) 避難所運営方法の見直し

○ 避難者に配慮した避難スペースの確保【風水害・事故対策編 1-125】【震災対策編 1-95】

一般避難者の避難スペースと発熱者等の専用スペースを設定します。発熱者等の専用スペースでは、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うため、手袋・ガウン等の防護具を着用します。

○ 複数の窓口による避難者の受入【風水害・事故対策編 1-126】【震災対策編 1-96】

受付窓口で避難者の状態を把握したうえで、容体に応じて避難スペースを案内します。また、自宅療養者の避難を確認した場合、災害対策本部に報告します。

○ 避難所等内における感染症対策【風水害・事故対策編 1-126】【震災対策編 1-96】

避難所等内の感染症対策のため、換気・マスクの着用・手洗い・咳エチケット等の徹底、アルコール消毒液の複数箇所への設置、人が触れることが多い場所の清掃及び消毒、ごみ収集時における防護対策、使い捨ての食器の使用等を実施します。

○ 発熱者等の対応【風水害・事故対策編 1-127】【震災対策編 1-97】

発熱者等の症状が悪化したことを把握した場合、医療班に連絡し、医師の診察を依頼し、診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該発熱者等の処遇は医師の指示に従います。

また、検査の結果、避難者が感染症を発症したことを確認した場合、当該感染者や避難所指定職員等の対応は南部保健所の指示に従います。

3) 複合災害に関する今後の検討

○ 複合災害に関する防災知識の普及【総則及び予防計画編 2-39】

複合災害の普及、啓発を図るため、自然災害が複合的に発生する可能性、複合的に発生する自然災害の組合せ、多様な発生順序等を市民、防災関係機関等に周知します。

○ 複合災害の被害想定【総則及び予防計画編 2-39】

想定可能な複合災害の組合せごとに被害想定算定に努めます。

○ 防災施設の整備等【総則及び予防計画編 2-39】

複合災害時の災害対応や業務継続性の確保を図るため、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の活動場所や代替の指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を検討します。

○ 緊急輸送体制の整備【総則及び予防計画編 2-40】

複合災害の想定結果に基づき、防災関係機関と連携して代替輸送路及び輸送手段を検討します。

② 感染症対策の備え

1) 避難所感染症対策マニュアルの策定【本編掲載無し】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、感染症予防と蔓延防止のための対策を中心に、避難所運営の手法を、「避難所における感染症対策マニュアル（暫定版）」を試行運用し、策定します。

2) 感染予防対策物資の備蓄【総則及び予防計画編 2-53】

避難生活の長期化、障がい者等の災害時要配慮者に対応するため、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備を整備するとともに、感染症予防対策物資として、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の備蓄を推進します。

③ 避難の在り方・避難所運営体制の見直し

1) 広域避難の基本的な考え方の整理【風水害・事故対策編 1-128】【震災対策編 1-98】

災害対策基本法の改正を踏まえ、本計画の改訂にあたり、新たに「広域避難」を取り入れました。

大規模災害が発生し、市内の避難所での避難が困難で、市外に一時的に避難する必要がある場合、埼玉県や県内市町村はもちろんのこと、県外市町村を視野に入れて、安全な避難施設の確保に努めます。

避難施設の確保については、関係法令等に基づいて埼玉県や避難先の市町村と調整を行います。

2) 警戒期における避難所及び福祉避難所の開設の在り方の整理【総則及び予防計画編 2-55】

警戒期における福祉避難所の開設については、災害発生前で災害救助法適用前であることや、災害時要配慮者の受入開始に伴う体制の整備が必要であることから、費用負担、受入施設の職員配置などを含めて検討します。

3) 要配慮者や女性のために必要とされる物資及び備蓄の拡充【風水害・事故対策編 1-124】【震災対策編 1-94】

避難所に滞在している災害時要配慮者、女性等における多様な物資ニーズに対応するため、避難所指定職員が各避難所で避難している災害時要配慮者、女性等の要望を確認した上で、埼玉県や民間事業者から必要な物資を調達します。

4) 宿泊施設の活用方法の検討【総則及び予防計画編 2-56】【風水害・事故対策編 1-121】【震災対策編 1-91】

避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所や、感染症下における避難者間のソーシャルディスタンス確保の観点から、追加確保する臨時避難所として、宿泊施設の活用を調査・検討します。

また、避難生活が長期化した場合、必要に応じて宿泊施設への移動を避難者に促します。

(2) 災害対策基本法の改正を踏まえた主な見直し事項

① 災害対策基本法の改正

1) 避難勧告・避難指示の一本化【風水害・事故対策編 1-112】

災害対策基本法の改正により、「避難勧告・避難指示」が「避難指示」に一本化されました。また、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」、「災害発生情報」が「緊急安全確保」に名称変更されました。

市は、气象台からの注意報・警報及び気象情報、国・県からの河川情報、安全パトロール等の情報から総合的に判断して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。

2) 個別避難計画の作成における市町村の努力義務化

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が自治体の努力義務と位置付けられました。

○ 個別避難計画の作成【総則及び予防計画編 2-77】

市は、戸田市避難行動要支援者避難支援制度によって、平成 25 年から登録申請書に基づいて個別避難計画を作成し、迅速な避難支援や安否確認を行うために、登録申請者のお住まいの町会・自治会長、消防、警察等に情報提供を行っています。

○ 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮【総則及び予防計画編 2-77】

市は、避難支援等関係者、お住まいの町会・自治会長、消防、警察等に対して個別避難計画を提供する場合、個別避難計画の漏洩防止の必要な措置を求め、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するための必要な措置を検討します。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者等に個別避難計画を提供することで避難支援を実施します。

② 防災基本計画（国）の修正

1) 最近の制度改正・法改正、頻発する自然災害に対応し災害対策の実施体制の強化を図るための修正

○ 居住誘導区域内住居への対応【総則及び予防計画編 2-2】

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、戸田市立地適正化計画に基づいて定めた区域です。

居住の防災対策・安全確保対策を図るため、災害リスクを踏まえた防災指針を位置付けます。

○ 特定空家等への措置【総則及び予防計画編 2-10】

災害によって倒壊するおそれがあると認められる特定空家等の所有者等に対して指導、助言又は勧告を行います。

- 上戸田地域交流センターの活用【総則及び予防計画編 2-44】
災害時に男女共同参画の視点に立った対応を実施するため、男女共同参画の推進拠点である上戸田地域交流センターにおける災害時の役割を検討します。

- 警戒期における従業員の安全確保対策の啓発【総則及び予防計画編 2-88】
豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である場合に、避難を実施する場合における混乱等を防止するため、事業者がテレワークの実施、時差出勤、計画的休業などの不要不急の外出を抑制する対策や安否確認手段を確保することによって、従業員の安全を確保するよう啓発します。

- ボランティアに関連する費用請求【風水害・事故対策編 1-179】【震災対策編 1-158】
ボランティア活動と救助の調整事務を災害ボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象として請求します。

③ 避難情報に関するガイドラインの改訂

1) 避難情報の発令基準の見直し【風水害・事故対策編 1-113】

災害対策基本法の改正による避難勧告・避難指示の一本化や避難情報の名称変更により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準が見直されました。

(3) 県地域防災計画、県水防計画の修正を踏まえた主な見直し事項

① 埼玉県地域防災計画、埼玉県水防計画の反映

1) 過去の災害対応の教訓、防災基本計画の改訂等を踏まえた修正

- 通信回線の冗長化【総則及び予防計画編 2-43】
防災行政無線の通信回線における確実な通信連絡体制の確保のため、冗長化を検討するとともに、バックアップシステムについては、地理的に離れた場所への設置に努めます。

- 非常用電源等の確保【総則及び予防計画編 2-44】
停電の長期化や燃料が補給できない事態に備え、防災活動拠点に対して最低 3 日間の発電が可能となる電源や燃料の多重化、再生可能エネルギー、蓄電池等の導入

を推進します。

○ 適切な避難行動に関する普及啓発【総則及び予防計画編 2-56】

大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムライン作成に関する資料を公開し、マイ・タイムライン作成に関する普及啓発に努めます。

また、「自らの命は自らが守る」という意識や、自らの判断で避難行動をとるなど、早期避難の重要性を周知します。

○ 被災中小企業支援【総則及び予防計画編 2-83、2-88】

戸田市商工会と連携して、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を検討します。

また、小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、戸田市商工会による事業継続力強化支援計画の策定を推進します。

○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請【風水害・事故対策編 1-81】
【震災対策編 1-59】

災害発生後、市単独で災害対応を十分に実施できない場合、埼玉県に「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請します。

なお、埼玉県が県内自治体の相互応援だけで災害対応を実施することが困難であると判断した場合は、国の応急対策職員派遣制度に基づいた応援職員の派遣要請が実施されることとなります。

また、災害マネジメント支援が必要な場合、県又は対口支援団体に対し、総括支援チームの派遣を要請します。

○ 損壊家屋の解体【風水害・事故対策編 1-172】【震災対策編 1-152】

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備の上、実施します。必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請します。

○ 本部体制の報告【震災対策編 1-76】

市内で震度 6 弱以上の揺れを観測した場合、「市町村行政機能チェックリスト」を使用して、市災害対策本部体制の状況を調査して、調査結果を埼玉県に報告します。

○ 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置【震災対策編 1-164～1-168】

従前から切迫性が懸念されてきた東海地震については、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震予知を前提とした対策が講じられてきましたが、平成 29 年に見直しが行われ、南海トラフ地震を対象とした対策に転換することになりました。

市では、気象庁より発表される南海トラフ地震に関連する情報を受けた場合、災害警戒本部を配備し、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、庁内及び防災関係機関に情報を伝達するとともに、市民、企業等に適切に対応を呼びかけます。

(4) 災害対策本部体制の見直しを踏まえた主な見直し事項

① 配備基準の変更

1) 配備体制の見直し

【風水害】

○ 風水害時の災害警戒本部及び災害対策本部の配備基準の変更

【風水害・事故対策編 1-2～1-4】

配備体制及び配備基準を見直すことにより、早い段階から災害対策本部の設置を可能とし、災害対応体制の充実を図ります。

配備体制		設置基準	配備体制	設置基準
警戒本部	レベル A	①警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表され、災害の発生が予想される場合 ②その他状況により市長が必要と認めたととき	警戒本部	①警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表され、災害の発生が予想される場合 ②市域に浸水や災害が発生したとき ③その他状況により市長が必要と認めたととき
	レベル B	①警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表され、災害の発生が予想される場合 ②市域に浸水や災害が発生したとき ③その他状況により市長が必要と認めたととき		①警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表され、災害の発生が予想される場合
対策本部	レベル C	①特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表されたとき ②市域で大規模な浸水や災害が発生した場合で、市長が必要と認めたととき ③その他状況により市長が必要と認めたととき	対策本部	①特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表されたとき ③戸田市域で浸水害が発生する又は発生するおそれがある場合で、市長が緊急避難所の開設が必要と認めたととき ④戸田市域で大規模な浸水や災害が発生した場合で、市長が必要と認めたととき ⑤その他状況により市長が必要と認めたととき
	レベル D	①大規模な災害が発生し、レベルCの体制で対処できないとき ②その他状況により市長が必要と認めたととき		②特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表されたとき

【地震】

○ 南海トラフ地震臨時情報発表時の体制【震災対策編 1-1】

気象庁より発表される南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報が発表されたなどの場合、市内で地震による災害のおそれがある場合、危機管理防災課を事務局とした地震準備体制を配備します。

地震準備体制では、後発地震に備え、物資調達・輸送調整等支援システムを使用した備蓄状況の確認及び地域内輸送拠点の準備に関する連絡を中心とした活動を行います。

○ 震災時の災害警戒本部及び災害対策本部の配備基準の変更【震災対策編 1-3~1-6】

配備体制及び配備基準を見直すことにより、早い段階から災害対策本部の設置を可能とし、災害対応体制の充実を図ります。

配備体制		設置基準	配備体制	設置基準
警戒本部	レベル A	①原則として戸田市域に震度 5 弱の揺れが発生した場合 ②その他状況により市長が必要と認めるとき	警戒本部	①原則として戸田市域に震度 5 弱の揺れが発生した場合 ②「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された場合 ③その他状況により市長が必要と認めるとき
	レベル B	①原則として戸田市域に震度 5 強の揺れが発生した場合 ②「東海地震注意情報」が発表された場合 ③その他状況により市長が必要と認めるとき		対策本部
対策本部	「レベル C」なし		対策本部	
	レベル D	①原則として戸田市域に震度 6 弱以上の揺れが発生した場合 ②「東海地震予知情報」が発表された場合 ③その他状況により市長が必要と認めるとき		

② 組織改正の反映

1) 所管する業務分担や班編成の見直し

○ 令和3年度及び令和4年度組織改正に伴う変更

【風水害・事故対策編 1-6】【震災対策編 1-7】他

令和3年4月及び令和4年4月組織改正等を踏まえ、班の構成及び所管業務を見直しました。

部	班	主な業務（抜粋）	部	班	主な業務（抜粋）
市民生活部	交通班	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 警察署との連絡調整 防犯情報の広報 防犯パトロールの実施 	都市整備部	交通班	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 警察署との連絡調整
			市民生活部	防犯・相談窓口班	<ul style="list-style-type: none"> 防犯情報の広報 防犯パトロールの実施 被災者相談窓口の開設・運営
議会部	議会対応・広聴班	<ul style="list-style-type: none"> 市議会への情報提供・調整 被災者相談窓口の開設・運営 	議会部	議会対応班	<ul style="list-style-type: none"> 各議員への情報提供及び市災害対策本部との連絡・調整 議会災害対策支援本部との連絡・調整

所属名	所属名
税務課	市民税課
	固定資産税課

業務（抜粋）	所属名	業務（抜粋）	所属名
DV相談に関すること	福祉保健センター	DV相談に関すること	くらし安心課

③ 諸計画の反映

1) 戸田市第5次総合振興計画、戸田市国土強靱化地域計画、戸田市防災基本条例に掲げる方針や理念の反映

○ 市民、事業者、市、議会の責務【総則及総則編 1-20】

戸田市防災基本条例で規定している市民、事業者、市、議会における平常時の備えや災害発生時における役割を戸田市地域防災計画でも明記しました。

○ 消防団員の確保及び強化【総則及予防計画編 2-21】

学校、事業所、自主防災会等を通じて消防団への入団を働きかけ、女性も含めた多様な人材を確保します。

また、広報紙やホームページの活用、消防団員の地域コミュニティへの参加等により、消防団の積極的なPRに取り組みます。

○ 雨水貯留施設等の設置【総則及予防計画編 2-17】

土地開発が行われた地区では、地表面が整備されたことにより排水施設へ雨水が集中し、河川が氾濫する危険性が高まるため、公共施設や公共空地等に貯留池、遊水池等の雨水貯留施設を設置していますが、特に、浸水被害が多いエリアの地下空間には雨水貯留管等の整備を促進します。

○ 出火防止対策の普及【総則及予防計画編 2-20】

市では、出火を防止するため、過熱防止機能の付いたガス器具、耐震自動消火装置等の普及や管理の徹底を図っていますが、新たに分電盤の主幹ブレーカーを強制遮断して電源をストップする感震ブレーカーの設置及びその普及啓発に努めます。

(5) 各種支援制度の規定内容更新

【該当章・節】

●災害復旧計画編 第3章 生活再建等の支援 第3節 被災者生活再建支援制度等

被災者生活再建支援法、埼玉県の支援制度等について、現在の法律、各種規定に則り更新を行いました。

(6) 資料編の見直し事項

【該当章・節】

●資料編全編

資料編に添付する条例、関係機関連絡先、各種備蓄品等の数量等について、時点修正を行うとともに、必要な書式等の見直しました。

(7) 改訂された上位・関連計画との整合性

今回の戸田市地域防災計画の改訂にあたっては、令和3年5月に修正された「災害対策基本法」及び「防災基本計画（中央防災会議）」、令和3年3月に改正された

「埼玉県地域防災計画（埼玉県防災会議）」に示される各種法令、各種災害対策計画と整合を図るものとしています。